

令和3年2月8日開催

箕輪町農業委員会 36 回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和3年2月8日(月) 午後3時00分から午後3時35分

2. 開催場所 役場大会議室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克也
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋	英人
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第9 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について
日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦勞様でございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

ご苦勞様でございます。今日は寒い一日。土曜日は、暖かくて防寒着を着なくても農作業ができた。寒暖差がある。コロナについては、長野県では、医療緊急事態宣言は解除になり、大分減ってきていると感じる。役場としての自粛も解除されたので、皆でコミュニケーションがとれる。今回の総会を含め残り2回。今までの3年間の報告についても今回の協議会の資料として各部より示されている。それぞれのお立場で引き継ぎの準備をお願いします。再生協議会より、水田作付面積調整の話がきている。取り纏め等大変だと思いがよろしくをお願いします。

局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議長

ただいまから第36回総会を開会いたします。本日の出席者は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

1月の経過報告について申し上げます。

1月第35回総会を1月5日(火)に行い、農地法第3条6件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。農地法5条の転用審議案件7件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。1/14に、あっせん会議が行われました。1/27JA振興ビジョン策定委員会が行われ多くの委員さんに出席いただいております。また、2/2地区委員長会が行われました。その他につきましては、経過報告を見ていただきたいと思います。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

7番大槻博文委員・8番藤田久一委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1番、2番案件につきましては関連がありますのであわせて説明します。

交換による所有権移転の申請です。

土地の表示は、1番は、中箕輪 [] 地目は「 [] 」面積 [] m²

2番は、中箕輪 [] 地目は「 [] 」面積 [] m²です。

1番の譲受人の [] さんは、1番案件の隣に住んでいたが、実家へ引っ越すため [] さんからの交換の求めに応じることとした。

1番の圃場は、 [] さんにとっても自宅の正面の農地になり、自身も年齢が高齢となるため近くの農地を希望した。

位置図は、1ページになります。

3番については、贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は、東箕輪 [] 地目は「 [] 」面積 [] m²です。

こちらの農地は現在も譲受人の [] さんが耕作しており、 [] さんの田と一筆にして耕作している状況。

位置図は、2ページになります。

4番については、売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 [] 地目「 [] 」面積 [] m²

中箕輪 [] 地目「 [] 」面積 [] m²です。

譲受人は、自宅近くの農地であり、ブルーベリーを植えたいと考えております。譲渡人は、高齢の為農業経営縮小を考えており、売買することにした。

売買金額は、坪 ■■■■ 円です。
位置図は、4 ページになります。

5 番については、売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 ■■■■ 地目「■」面積 ■■■■ m²です。

譲受人は、農業経営拡充のため取得を決めた。譲渡人は、高齢の為農業経営縮小を考え売ることとした。

売買価格は、坪 ■■■■ 円です。

位置図は、5 ページです。

6 番については、贈与による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 ■■■■ 地目「■」面積は ■■■■ m²です。

申請地は、現在も耕作しており、隣接地の農地も耕作している場所であるため、贈与の話があり取得を決めた。

位置図は、7 ページです。

7 番については、売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 ■■■■ 地目「■」面積 ■■■■ m²です。

譲受人は、申請地が自宅に隣接した農地であり、取得したいと考え所有者に話をしたところ売ってもらえる話になった為取得するもの。

売買価格は、坪 ■■■■ 円です。

位置図は、9 ページです。

議案第 1 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

1 番・2 番の案件につきまして、藤田委員。

藤田委員

1/12 ■■■■ 氏が来て説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長

3 番の案件について、根橋委員。

根橋委員

1/8 ■■■■ 氏が自宅にて説明を受けた。20 年以上耕作しており、内容については、事務局の説明のとおりです。

議 長

4 番案件について、大槻委員。

大槻委員

1/16 ■■■■ より説明を受けました。譲渡人の ■■■■ さん

も高齢の為耕作できないとの話。

議 長 5 番案件について、唐澤委員。

唐澤委員 1/16 ■■■■■が来て説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 6 番案件について、藤森委員。

藤森委員 1/18 ■■■■■が来て説明を受けました。長年耕作をしてきた土地であり、内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 7 番案件について、向山勝一委員。

向山委員 ■■■■さんは、3・4年前に富田に越してきた方。農機具もあり耕作可能である。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
〔「なし」の声あり〕
質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。
〔全員「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。
日程第3議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。駐車場に伴う申請になります。
土地の所在は、中箕輪■■■■■ 地目「■■■」面積■■■㎡。
申請人は、隣接地でアパート経営をされており、今回アパート入居者の駐車場が不足するため8台分計画するもの。
農地区分は、用途地域内で、準工業地域の農地で、第3種農地に該当。位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の 1 ページになります。

2 つ目の案件です。計画変更に伴う申請になります。

土地の所在は、中箕輪 [] 地目「 [] 」面積 [] m²

中箕輪 [] 地目「 [] 」面積 [] m² [] m²です。

申請地は、当初昭和 56 年 8 月 18 日許可により住宅・木工加工所を建設する予定であったが、景気が悪くなり実施できずにいた。今回土地の有効活用の為、隣接地で診療所、書道教室等駐車場が不足していたため、駐車場を計画。

農地区分は、概ね 10 ha未満の農地、第 2 種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の 3 ページになります。

議案第 2 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1 番の案件について原義久委員。

原委員 1/9 [] より説明。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 2 番の案件について、大槻委員

大槻委員 1/19 [] より説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 2 号議案については認めることに決定しました。

日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について説明をいたします。

1 つ目の案件です。使用貸借権設定による住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、議案書 2 ページを確認ください。

■■■■■m²です。

申請人は、現在両親、申請人夫婦、子供 3 人で実家にて生活しているが、住宅の老朽化、子供の成長に合わせて手狭となった為、申請地に住宅を計画。

農地区分は、市街化近接区域内で、概ね 10 ha未満の農地で、第 2 種農地に該当。位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、6 ページになります。

2 つ目の案件です。売買による建売住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■■■ 地目「■■」 面積■■■■■m²です。

申請地付近は新興住宅地に隣接し交通の便もよく、学校等の公共施設も近くにあるため需要が見込めるため、3 棟計画するもの。

譲渡人は、相続で受けた農地であり、今後も耕作をすることはないため土地の有効活用の為売却することとした。

農地区分は、市街化近郊区域内の農地で、概ね 10 ha未満の農地、第 2 種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

売買価格は、坪■■■■■円です。

位置図は、10 ページになります。

3 つ目の案件です。賃貸による駐車場用地として一時転用の申請です。

土地の所在は、議案書 2 ページで確認ください。■■■■■m²です。

今回申請人が計画しているみのわテラスがオープンするにつき、駐車場が不足することが予想されており、計画地を検討した結果、申請地を一時的に駐車場として借りることとした。

駐車台数は、53 台分となります。

一時転用期間は、令和 3 年 12 月 31 日までとなります。

農地区分は、農振農用地、第 1 種農地に該当。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、14 ページになります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いたします。全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。
1 番の案件について金澤委員。

金澤委員

1/12 ■■■■■ より説明を受けた。眺めのいい場所。すべてに家を建てるわけではなく、家庭菜園を計画しているとの話。

議 長

2 番の案件について、藤森委員。

藤森委員

1/18 ■■■■■ より説明。事務局の説明のとおりであります。

議 長

3 番の案件について、藤田委員。

藤田委員

1/19 ■■■■■ さんより説明。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第 3 号議案については認めることに決定しました。
日程第 5 議案第 4 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1 ページは、総括表となります。

田 ■■■■ m² 畑 ■■■■ m² 計 ■■■■ m² であります。

2 ページから 5 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和 3 年 2 月 9 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。

6 ページから 7 ページは、借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思えます。

議案第 4 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議願

いします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第6議案第5号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 ■■■■㎡、畑 ■■■■㎡ 計 ■■■■㎡

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第7 報告第1号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和3年1月に受け付けた内訳になります。9件 解約の届出がありました。それぞれ次期耕作者等が決まっている案件となります。

議 長

報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和3年1月の受付分になります。全部で4件ございました。

地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしく願います。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思います。

続きまして、日程第9 報告第3号 についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について説明します。

農地法施行規則第29条に農地転用許可不要と認められている事業者による届出となります。

議案書の最後に総務省の電気通信事業認定通知書と、全部認定書の写しを付けてありますが、こちらの認定をいただいた事業者が行う携帯基地局設置については、農地転用許可が不要となっております。

今回の所在は、中箕輪■■■■ 地目「■■」 面積は、■■■m²の内■■■m²となります。

携帯基地局設置について話があり、本届の提出を許可申請に代わり提出いただいたものになります。

議長

報告第3号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手でお願いします。

発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第10 報告第4号 についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

公社への売買ですが、2ページをお願いいたします。

今回買い手は、XXXXXXXXXXさんです。

報告第4号についての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長

報告第4号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第4号は聞き留めて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

7 番

8 番
